

知っていますか??

この職場は

日野市公契約条例が
適用されています！



公契約条例とは??

日野市が発注する工事（業務）請負等の契約において、
その現場（職場）に従事される方の

“労働報酬下限額”

（＝賃金の下限額）を定め、
労働条件の確保や公共事業の質の向上を図ることを目的とした
条例です。

!! あなたの賃金は大丈夫ですか? !!

「この現場（職場）での賃金が労働報酬下限額を下回っている」
場合は市や元請業者などに申し出をすることができます。
申し出をしたことで不利益な取り扱いを受けることは
ありません。



＼おかしいと思ったら…／

！ 申出先 ！

○受注者

○日野市役所 総務課契約係

〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市役所4階

☎042-514-8132（直通）

公契約条例についての詳細は日野市公式ホームページをご覧ください



日野市 公契約条例

